

第 1 編 生徒心得

生徒は、「知性と情操の調和的発達を図り、普遍的な教養と豊かな想像力を養う、友愛の第一義を育み、和衷協同の精神を培う、強健な身体と、強じんな精神を養う。」と掲げた本校の教育目標を十分に理解し、明るく秩序ある学校の構築を常に心掛ける。

第 1 章 校内生活

1 登下校・欠席・忌引・遅刻・早退・外出

- (1) 生徒は、8時25分の「朝のSHR」開始時間に、各自のHR教室で着席する。
- (2) 欠席（忌引等も含む）、又は遅刻をする場合は、その旨保護者を通じて楽メまたは電話で連絡する。
- (3) 朝読書の開始時刻から帰りのSHR終了時まで、許可なく校外に出ない。やむを得ず外出又は早退する場合は、HR担任等に申し出て許可を得る。
- (4) 放課後、生徒の校舎棟及び実習棟の使用は、平日午後4時45分までとする。それ以降に校舎を使用する場合は、関係職員の許可を得る。
- (5) 忌引日数

死亡した場合	期間
父母	7日
兄弟姉妹 ※	5日
祖父母	3日
伯（叔）父母、曾祖父（母）	1日

※生計を一にする場合
(生計を一にしない場合は3日)
(注) 葬祭が遠隔地である場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

2 平日通常の日課については、以下の日課表のとおりとする。

SHR	8 : 25	~	8 : 35
朝読・SS	8 : 30	~	8 : 45
第1時限	8 : 50	~	9 : 40
第2時限	9 : 50	~	10 : 40
第3時限	10 : 50	~	11 : 40
第4時限	11 : 50	~	12 : 40
昼休み	12 : 40	~	13 : 25
第5時限	13 : 25	~	14 : 15
第6時限	14 : 25	~	15 : 15
清掃	15 : 15	~	15 : 30
SHR	15 : 30	~	

3 授業

- (1) 授業開始のチャイムが鳴る前に、授業教室への移動を済ませる。
- (2) 授業中は真摯な態度で臨み、むやみに席を移動したり、許可なく入退室したりしない。
- (3) やむを得ず授業を欠課する場合は、HR担任及び教科担当に申し出てその許可を受ける。

4 マナー・所持品・貴重品の管理

- (1) 教職員及び来校者に対して、常にすがすがしい挨拶と明瞭で丁寧な言葉遣いを心掛ける。
- (2) 身分証明書は、常に携帯する。なお、以下の状況が発生した場合は、直ちに所定の手続きを行う。
 - ア 記載事項に変更があった場合は、直ちに身分証明書を添えて「身上変更届」を作成し、HR担任に提出する。
 - イ 紛失した場合は、「身分証明書再発行願」を作成し、HR担任に提出する。
- (3) 所持品には全て記名をし、各自で責任を持って管理する。貴重品については、特に注意を払い、常にHR担任へ預けることを心掛ける。
- (4) 学習活動・学校生活に不要な金銭や物品を持ち込まない。
- (5) 所有物を遺失・紛失した場合、又は拾得物を見つけた場合は、直ちにHR担任又は生徒保健課職員へ申し出るとともに、「遺失・紛失届」、又は「拾得届」を作成し、生徒保健課に提出する等の手続きを行い、指示に従う。
- (6) スマートフォン、タブレット等の情報通信機器（以下、情報通信機器とする）については、以下に定める利用規程を順守する。
 - ア 携帯電話は、校舎内では登校時から下校時まで電源を切り、HRの個人ロッカーに施錠をして保管する。タブレットは、電源を切り個人で管理する。
 - イ 授業で使用する場合は、教員から指示された場所で使用する。
 - ウ 使用禁止時間帯等に使用が発覚した場合は、直ちに教員に預け、指示に従う。
 - エ 定期テスト中の教室持込み及び使用が発覚した場合は、指導を受ける。

5 施設設備の利用

- (1) 学習環境を良好に維持するため、常に教室を清潔に保ち、整理整頓を心掛ける。
- (2) 机の中に私物を放置しない。
- (3) 誰もが快適に利用できるように、施設設備の使用には十分な注意を払い、使用後は現状復帰に努める。
- (4) 施設設備を破損した場合は、直ちにHR担任又は生徒保健課職員にその状況を報告するとともに「施設・設備等破損届」を作成し、HR担任等に提出する。

6 その他

- (1) 集会・文書発行・掲示等については生徒保健課に申し出をした上で、許可及び指示を受ける。

第2章 校外生活

- 1 品位を保ち、本校生徒の誇りを持って行動する。
- 2 モラル・マナー等の社会常識を身に付け、社会のルールを順守し、公序良俗に努める。
- 3 『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』の趣旨を理解し、節度ある行動を心掛ける。
 - (1) 夜間外出は、原則午後10時までとする。午後11時以降の深夜外出はしない。
 - (2) 麻雀荘・パチンコ店・居酒屋などの高校生に相応しくない場所へは出入りしない。
- 4 『未成年者飲酒禁止法』及び『未成年者喫煙禁止法』の趣旨を理解し、飲酒・喫煙等は絶対にしない。
- 5 校内外を問わず、金銭や物品の貸借はしない。
- 6 事件、事故が発生又はその恐れがある場合は、直ちに学校へ報告・相談する。
- 7 友人宅等への外泊はしない。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者等の了解を得る。
- 8 祭典許可地域に居住する生徒が祭典に参加する場合は、各地区の祭典規約を順守し、祭典本部の指示に従って行動する。
- 9 宿泊旅行を計画する場合は、保護者等の承認を得て学校に「旅行許可願」を提出する。
- 10 学割証の発行を希望する場合は、「旅行許可願」を作成しHR担任に提出する。ただし、
修学上の経済的負担の軽減、及び学校教育の振興に寄与することを目的とした制度の趣旨から、
その発行は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限る。
 - (1) 実験実習などの正課の教育活動
 - (2) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (3) 就職又は受験のための通学等
 - (4) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - (5) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (6) 保護者の旅行への随行
- 11 登山・キャンプ・集会等への参加を計画している場合は、「校外活動参加計画書」を提出すること。

第3章 身だしなみ

どの学年、時期においても、本校生徒としての誇りを持ち、就職・進学を問わず面接試験に行けることができる身だしなみを原則とする。

- 1 制服着用規程
 - 夏服、冬服とも正しい着用のしかたをする。

夏服：(上) ブラウス・ワイシャツ・ポロシャツ	(下) ズボン・スカート
冬服：(上) プレザー・ネクタイ・ベスト	(下) ズボン・スカート
- 2 更衣については、移行期間は設けず、個々の判断で更衣をする。

第4章 アルバイト

1 規程事項

土・日・祝日及び長期休業中のアルバイトは、以下に示す【アルバイト許可条件】を満たす者とする。また、許可された者は【アルバイトに関する規定】を順守する。規定に反した場合は、許可を停止、又は取り消すことがある。

【アルバイト許可条件】

- (1) 「アルバイト許可願」が提出され、許可を得ている。
- (2) 保護者等がその必要性を認めている。
- (3) 部活動顧問の承認を得ている。
- (4) 原則としてテスト1週間前よりテスト終了までの期間は禁止する。
- (5) 学業成績、生活態度に問題がない。
 - ア 夏季休業中のアルバイトは、1学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。
 - イ 2学期期間中のアルバイトは、1学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。
 - ウ 冬季休業中のアルバイトは、2学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可をしない。
 - エ 3学期期間中のアルバイトは、2学期末の成績において成績不振科目が有る者は許可しない、または許可を停止する。
- オ 学年末の成績や成績不振科目又は出席不良科目を有した者は、春季休業中の許可はしない。
- カ 年度末で未修得単位を有した者は、次年度のアルバイト許可はしない。
- キ 頭髪や服装が正しい身だしなみの状態を維持できない場合は、許可しない。
- (6) 問題行動による指導を受けていない。問題行動による指導を受けた場合、一定の許可停止期間を設ける。
- (7) 高校生のアルバイトとしてふさわしい業務内容である。

遊興施設、溜まり場の施設及び酒類の提供を主とする飲食店での接客業は禁止する。
- (8) 従事する時間は労働基準法に準ずる実働可能時間内で、午後8時までとする。
- (9) 1年次については、夏季休業から許可の対象とする。
- (10) 長期休業中のアルバイトは、休業期間に限る。
- (11) アルバイト実施中に、学業、生活態度又は部活動に問題が生じた場合は、許可を取り消す。

2 アルバイト許可の手続き（手順）

- (1) アルバイト希望先の事業所（会社）に学校側の許可条件を守ることに同意してもらう。
- (2) 保護者等の承認を得る。
- (3) 「アルバイト許可願」を提出する。
 - ・部活動顧問→HR担任→学年主任→生徒保健課アルバイト担当→生徒指導主事→教頭

3 アルバイト許可証の交付

審査で認められた生徒は、生徒保健課アルバイト担当から許可証の交付を受ける。

許可証が交付されるまで、アルバイトを行わない。

第5章 交通関係

- 1 生徒は、交通ルールを順守し、常に交通安全に心掛ける。
- 2 事故又は違反行為があった場合は、直ちにその詳細を学校に報告し、生徒保健課の指示を受ける。被害・加害のいずれの場合でも、「交通事故報告書」を作成し、生徒保健課に提出すること。
- 3 自転車通学は、以下に示す【自転車通学許可条件】を満たす者に限る。また、許可された者は道路交通法に加え、【自転車通学に関する規定】を順守する。これらに対する重大な違反があった場合、又は軽微であっても違反が度重なり、指導後の改善が見られない場合は許可を取り消すこともある。

【自転車通学許可条件】

- (1) 「自転車通学許可願」が提出され、許可を受けている者。
- (2) 防犯登録をしていること。
- (3) 自転車点検を年1回行い、TSマークに毎年加入すること。
- (4) 着用できるレインウェアが用意されていること。
- (5) ヘルメット着用の努力義務が課されていることを十分考慮して運転すること。

【自転車通学に関する規程】

- (1) 指定された場所に駐輪し、必ず施錠する。施錠は2ロックを推奨する。
 - (2) 並進・二人乗り・一時停止違反等をしない。
 - (3) 携帯音楽プレーヤーで音楽を聴きながら、情報通信機器等の操作をしながらの運転はしない。
 - (4) 危険な運転、又はそれを誘発する行為をしない。
- 4 原則卒業式後まで二輪・四輪運転免許を取得しない。

5 卒業後まで家族以外の二輪に同乗しない。

- 6 四輪自動車の免許取得に関しては、以下に示す【自動車学校入校条件】を満たす者に許可する。また許可された者は、【自動車学校通学に関する規程】を順守する。規程に反した場合は、許可を停止、又は取り消すことがある。

【自動車学校入校許可条件】

- (1) 本校にて生徒保健課免許指導担当教員からの説明会に参加する。
- (2) 「自動車学校通学許可願」が提出されている。
- (3) 許可願がHR担任、学年主任、生徒保健課免許指導担当、生徒指導主事、教頭、副校長、校長が受理し、通学許可証の交付を完了している。
- (4) 卒業の見込みがあり、かつ、卒業後の進路が決定もしくは内定している。

【自動車学校通学に関する規程】

- 1 就職希望者
 - (1) 3年生の就職希望者は、2学期期末テスト最終日以降、入校の手続きをとる事ができる。ただし、2月以降の家庭学習に入るまでは放課後のみとし、自動車学校への通学を理由とする本校の授業における遅刻や欠席は認めない。
 - (2) 定期テスト1週間前からテスト最終日前日まで、また2月の登校日は自動車学校への通学は禁

止とする。

(3) 必ず制服着用する。

2 進学内定者

(1) 2月の学年末テスト最終日以降に入校の手続きをとる事ができる。

(2) 必ず制服を着用する。

3 その他留意事項

(1) 自動車学校を卒業しても、免許取得の学科試験の受験は本校卒業式後とする。また合宿制など、短期集中受講による取得は許可しない。

(2) 3年次に問題行動で指導を受けた者は、冬季休業終了まで入校を禁止とする。

(3) 入校許可以降に問題行動を起こした場合、及び学年末において卒業認定の単位が満たされない場合は、教務研修課及び生徒保健課の特別指導が終了するまで通学を禁止とする。

(4) 入校許可期間に成績不振科目又は出席不良科目を有する者は通学を禁止とする。

ア 禁止期間は、成績会議日の翌日から再試験結果が決定（成績会議）する日までとする。

イ 成績不振科目又は出席不良科目を残した場合は次の通りとする。

(ア) 成績不振者指導及び補充指導を優先させる。

(イ) 卒業の見込みが立たない場合は引き続き通学を禁止とする。

第6章 部活動

部活動は、本会員の主体的な心を育むために特設された活動機関である。

1 部活動の登録及び転部について

(1) 本会員は、1年次は部活動に所属しなければならない。入部の際、「部活動登録届」を部活等顧問に提出し、自発的に活動する。原則として複数登録は認めない。

(2) 所属する部での活動が、やむを得ず継続できなくなった場合は、転部及び退部を認める。ただし、「部活動転部・退部願」を提出し、所属部活動顧問、転部希望先部活動顧問及び生徒保健課の承諾を得なければならない。転部及び退部可能の時期は1年次2学期以降とする。

2 各部活動は、部活動顧問の承認を得て、部員の互選により部長・副部長を1名ずつ置くものとする。

3 各部活動は、必要に応じて部費を徴収し、特別会計を設けることができる。ただし、年度末に会計報告を、保護者等及び校長へ提出しなければならない。

4 部活動の新設については、以下の条件を満たした場合、同好者の中から責任者を1名選び、「同好会新設願」を生徒会本部に提議し、生徒(保健)課会議、職員会議及び生徒総会の承認を経て活動が認められる。活動実績が認められた場合、その翌年度から部活動に昇格できる。また、同好会には生徒会予算を充てない。

(1) 教育的活動であること。

(2) 既存する部の活動を妨げない活動場所を有すること。

(3) 部員数が5人以上、かつ、団体競技は編成が組める最低人数が集まること。

(4) 指導にあたる顧問がいること。

- 5 部活動の休部及び廃部については、以下のいずれかに該当する場合、生徒会本部、生徒(保健)課会議及び職員会議の承認を経て決定する。
- (1) 活動に著しく支障をきたす人数になった場合、及び団体競技においては編成が組める最低人数が集まる見通しが立たない場合
 - (2) 半年にわたり意欲的な活動が行われていない場合
 - (3) 著しく学校の名誉を傷つける問題行動が生じた場合
 - (4) 上記以外で、活動を継続するのに極めて困難な状況であると判断された場合

第7章 選挙年齢引き下げに伴う対応

1 用語定義

(1) 選挙運動

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすること。(18歳の誕生日の前日以降可能)

(2) 政治的活動(選挙運動を除く)

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすること。

(3) 投票運動

特定の住民投票について特定の投票結果となることを目的として投票を得又は得させるために直接または間接に必要なかつ有利な行為をすること。

- 2 授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用した選挙運動や政治的活動については、すべて禁止する。

- 3 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合は、制限又は禁止する。

- 4 放課後や休日等に学校の校外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断し行うこととする。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止する。

5 禁止事項の例

(1) 公職選挙法に触れる行為等

届出前の選挙運動、飲食物の提供、買収、電子メールでの選挙運動(年齢に関係ない)、特定の政党に悪質な誹謗・中傷をネット上への書き込み

(2) 学校の校内での選挙運動や政治的活動

特定の施策や政党を支持または反対する集会や会合、暴力的な行為が予想される集会等、特定の候補者の当選が有利になるようなチラシ等の配付

